平成２２年（フ）第８５号
埼玉県吉川市中曽根２－５－11島田ハイツＡ６号室、住民票上の住所北海道余市郡余市町黒川町16丁目32番地６
債務者　川村　文夫
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８６号
北海道余市郡余市町黒川町16丁目32番地６、前住所北海道余市郡余市町黒川町860番地82
債務者　川村久美子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９３号
北海道小樽市色内３丁目４番21号
債務者　川島　一夫
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９４号
北海道小樽市色内３丁目４番21号
債務者　川島　静子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９５号
北海道小樽市色内３丁目４番21号
債務者　川島　修二
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１００号
北海道小樽市花園２丁目９番２号
債務者　松本　勝人
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１０１号
北海道小樽市花園２丁目９番２号
債務者　松本美代子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１０５号
北海道小樽市朝里３丁目14番15号、前住所北海道小樽市新光５丁目14番46号
債務者　足達多恵子（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９７号
北海道苫小牧市新富町２丁目12番13号
債務者　秋元　　治
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１９号
北海道苫小牧市日新町４丁目４番１―508号
債務者　内田　　純
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２０号
北海道苫小牧市柏木町１丁目５番５号　コーポウェスト２―302号
債務者　田村　千秋（旧姓笹田）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市春日町１丁目５番３号　ＶＩＶＡ春日104号
債務者　高田　慶子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１号
秋田県能代市清助町２番５号　第１コーポ瀬川Ａ－３号
債務者　椎名　ルミ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２８号
福井県三方上中郡若狭町三方第18号25番地
債務者　山中　忠直
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第６９号
山梨県笛吹市御坂町成田401－２　たちばな荘３号、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町唐柏745番地１開花ハピネスマンション1013号
債務者　伊藤　忠人
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2333番地184
債務者　田中　征雄
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１６０号
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2333番地184
債務者　田中　菊江
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
福岡地方裁判所直方支部